

沖縄市契約規則の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(入札執行の伺い)</p> <p>第6条 入札を行なおうとするときは、沖縄市文書取扱規程（平成18年沖縄市訓令第4号）に定める起案用紙に、次の各号に掲げる事項を記載し、入札執行公告案（指名競争入札の場合は、入札参加者の選定書及び入札通知案）及び契約書案並びに工事請負等で設計を要するものにあつては設計書を添付し、<u>沖縄市事務決裁規定（平成12年3月14日訓令第2号）</u>に基づく決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 入札に付する事項 (2) 入札執行の方法 (3) 予算所属年度及び支出科目 (4) 予算額及び実施設計額 (5) 保証金の率 (6) その他必要な事項</p>	<p>(入札執行の伺い)</p> <p>第6条 入札を行なおうとするときは、沖縄市文書取扱規程（平成18年沖縄市訓令第4号）に定める起案用紙に、次の各号に掲げる事項を記載し、入札執行公告案（指名競争入札の場合は、入札参加者の選定書及び入札通知案）及び契約書案並びに工事請負等で設計を要するものにあつては設計書を添付し、<u>市長の決裁</u>を受けなければならない。</p> <p>(1) 入札に付する事項 (2) 入札執行の方法 (3) 予算所属年度及び支出科目 (4) 予算額及び実施設計額 (5) 保証金の率 (6) その他必要な事項</p>
<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第11条 第9条の入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) <u>国債及び地方債</u> (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 (3) 銀行が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形 (4) 銀行に対する定期預金債券 (5) その他市長が確実と認める有価証券</p>	<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第11条 第9条の入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) <u>日本電信電話公社の発行する債券（以下「公社債」という。）</u> (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 (3) 銀行が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形 (4) 銀行に対する定期預金債券 (5) その他市長が確実と認める有価証券</p>
<p>(担保、価格の算定)</p> <p>第12条 前条各号に掲げる担保の価格は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(担保、価格の算定)</p> <p>第12条 前条各号に掲げる担保の価格は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>国債及び地方債</u>は、額面金額の8割に相当する金額 (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手は小切手金額 (3) 銀行が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形、手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額） (4) 銀行に対する定期預金債権、当該債権証書に記載された債権金額 (5) その他市長が確実と認める有価証券、市長が適当と認める金額 	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>公社債</u>は、額面金額の8割に相当する金額 (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手は小切手金額 (3) 銀行が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形、手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額） (4) 銀行に対する定期預金債権、当該債権証書に記載された債権金額 (5) その他市長が確実と認める有価証券、市長が適当と認める金額
<p>(契約書の作成)</p> <p>第33条 競争入札により落札者が決定したとき、又は随意契約による相手方が決定したときは、すみやかに契約書（第6号様式）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項により契約書を作成する場合は、その必要に応じて次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 契約保証金 (4) 契約履行の場所 (5) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (6) 監督及び検査 (7) 履行期限 (8) 当事者の一方から設計の変更又は工事の中止の申出が<u>あつた</u>場合における損害の負担に関する事項 (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金 (10) <u>契約不適合責任</u> (11) 危険負担 	<p>(契約書の作成)</p> <p>第33条 競争入札により落札者が決定したとき、又は随意契約による相手方が決定したときは、すみやかに契約書（第6号様式）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項により契約書を作成する場合は、その必要に応じて次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 契約保証金 (4) 契約履行の場所 (5) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (6) 監督及び検査 (7) 履行期限 (8) 当事者の一方から設計の変更又は工事の中止の申出が<u>あつた</u>場合における損害の負担に関する事項 (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金 (10) <u>かし担保責任に関する事項</u> (11) 危険負担

<p>(12) 契約に関する紛争の解決方法 (13) 契約の解除に関する事項 (14) その他必要な事項</p> <p>3 工事又は製造の請負契約にかかる契約書には、その付属書類として品名、数量、単価、金額等を記載した工事費内訳明細書工程表、図面、設計書及び仕様書その他添付の必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、契約担当者が契約の性質その他特別の理由によりその添付の必要がないときはその添付を省略することができる。</p>	<p>(12) 契約に関する紛争の解決方法 (13) 契約の解除に関する事項 (14) その他必要な事項</p> <p>3 工事又は製造の請負契約にかかる契約書には、その付属書類として品名、数量、単価、金額等を記載した工事費内訳明細書工程表、図面、設計書及び仕様書その他添付の必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、契約担当者が契約の性質その他特別の理由によりその添付の必要がないときはその添付を省略することができる。</p>
<p>(工事の中止又は変更)</p> <p>第59条 市長は必要があると認めるときは、工事の施行を中止し、又は設計若しくは仕様書の変更をすることができる。</p> <hr/> <p>2 前項の規定により契約金額の増減をする必要があるときは、工事内訳明細書(第14号様式)により算出し、これによることができないときは、市長、当該請負者と協議して定める。</p>	<p>(工事の中止又は変更)</p> <p>第59条 市長は必要があると認めるときは、工事の施行を中止し、又は設計若しくは仕様書の変更をすることができる。</p> <p>2 工事の設計又は仕様を変更する場合は、旧契約金額の30パーセントの額を越えない範囲内で増減することができる。</p> <p>3 前2項の規定により契約金額の増減をする必要があるときは、工事内訳明細書(第14号様式)により算出し、これによることができないときは、市長、当該請負者と協議して定める。</p>
<p>(部分払いの制限)</p> <p>第75条 前条の規定による部分払いの回数は、次の制限による。</p> <p>(1) 契約金額 500万円未満 1回 (2) 契約金額 500万円以上1,000万円未満 2回 (3) 契約金額 1,000万円以上3,000万円未満 3回 (4) 契約金額 3,000万円以上 4回</p> <hr/>	<p>(部分払いの制限)</p> <p>第75条 前条の規定による部分払いの回数は、次の制限による。</p> <p>(1) 契約金額 500万円未満 1回 (2) 契約金額 500万円以上1,000万円未満 2回 (3) 契約金額 1,000万円以上3,000万円未満 3回</p> <hr/> <p>2 契約金額が3,000万円以上の場合は、3,000万円をこえるごとに1回増すことができる。</p>
<p>(契約不適合責任)</p> <p>第79条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるとき</p>	<p>(かし担保)</p> <p>第79条 請負工事に対して、かし担保の契約をしたときは、その期間内における破損又は異常に対し、市長が指定した期間内に自己の費用</p>

